２０１６年４月２５日
（２０１６年６月１日更新）

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

熊本地震　被災地域のご契約のお取扱いについて

このたびの熊本地震により、被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
弊社では、このたびの地震により災害救助法が適用された地域（熊本県内全４５市町村）で被災されたお客さまには、以下のお取扱いをいたします。

○　災害死亡保険金、災害入院給付金等は全額お支払いいたします

・地震による災害の場合の保険金お支払いにつきましては、通常の災害の場合とは異なり、保険金等を減額してお支払いする場合があることを約款に定めておりますが、今回はこの規定を適用せず、保険金等を全額お支払いいたします。

○　保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法の適用を受けられた熊本県にお住いのお客さまの場合には、お申し出によりこの払込猶予期間を、最長６か月（２０１６年１０月３１日まで）延長いたします。
・保険料の払込みができずに失効するご契約について、お申し出がなくても保険料の払込みを猶予する期間を延長し、２０１６年１０月３１日まで失効させないお取扱いをいたします。

○　保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
・本来入院による治療が必要であったものの、地震により入院治療が受けられなかった場合も、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

○　契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
・新規で契約者貸付の申し出をいただいた場合、２０１６年１０月３１日までは年利０．０％の特別金利を適用することで、貸付利息を減免いたします。
（受付期間：２０１６年６月３０日まで）
・さらに簡易かつ迅速に契約者貸付をご利用いただくために、電話でお手続きを承り、書類の提出を不要といたします（法人のご契約者さまは除きます）
（受付期間：２０１６年６月３０日まで）。

熊本地震により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、熊本地震災害専用のお問い合わせ窓口「熊本地震災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせ、ご相談を承っておりますので、ご案内申し上げます。

＜熊本地震災害専用ダイヤル＞

電話　　：０１２０－３２１－９０４（無料、携帯電話・ＰＨＳからもご利用いただけます）
受付時間：月～金　９時～１８時　　土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）

＜生命保険全般のお問い合わせ先＞　お客さまサービスセンター

電話　　：０１２０－３２４－３８６（無料、携帯電話・ＰＨＳからもご利用いただけます）
受付時間：月～金　９時～１８時　　土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以　上